



2 江 監 第 7 2 3 号
令 和 3 年 3 月 1 5 日

江東区長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	川 北 直 人
同	新 島 つねお

令和2年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号に基づいて行った監査の結果を、同法第199条第9項、同基準第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和2年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和元年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和元年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和元年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織	所管部
一般社団法人東京都江東産業連盟	指定管理	産業会館	地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 豊洲文化センター 亀戸文化センター（商工情報センター含む） 東大島文化センター	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター	地域振興部 健康部（保健所）
江東シーサイドマラソン大会実行委員会	補助金交付		地域振興部
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
公益社団法人江東区シルバー人材センター	補助金交付	事務局	福祉部
パークコミュニティ 堅川	指定管理	堅川河川敷公園	土木部

3 監査の実施期日

令和2年10月7日から同年11月20日までのうち15日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和元年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、公益社団法人江東区シルバー人材センター及びパークコミュニティ堅川の2団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和2年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 一般社団法人東京都江東産業連盟

(1) 団体の概要

一般社団法人東京都江東産業連盟（以下「法人」という。）は、昭和22年4月に任意団体東京都深川工場連盟として創立し、昭和39年8月に社団法人の認可を受け、昭和63年4月に社団法人東京都江東産業連盟と改称した。平成25年4月には公益法人制度改革により一般社団法人となり、地域産業の振興及び都民生活の向上に寄与することを目的とし、次の事業を行っている。

- ① 行政機関と会員との架け橋
- ② 地域産業振興等の推進
- ③ 異業種交流等の推進
- ④ 産業会館指定管理者業務
- ⑤ 労働保険事務組合業務

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

産業会館

イ 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	令和元年度	平成30年度
産業会館	22,255,140円	21,615,000円

エ 指定管理業務

- (ア) 産業会館の施設等の保守、点検及び維持管理に関すること
- (イ) 産業会館の利用に関すること
- (ウ) 産業会館の事業の実施に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

産業会館は、主として指定管理料により運営されている。令和元年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項 目		決 算 額	摘 要
委託費収支(1)		0円	
	収入	22,255,140円	
	指定管理料	22,255,140円	
	支出	22,255,140円	
	労務管理費支出	13,911,209円	人件費等
	外注費支出	6,802,758円	清掃業務委託費、各種設備保守 点検費、コピー機等リース料
	賃借料支出	895,251円	パソコンリース料・新施設予約 システムリース料等
	損害保険料支出	137,490円	
	通信費支出	212,306円	電話料金、銀行振込料等
雑費支出	296,126円	事務用消耗品費等	
会館事業収支(2)		705,297円	
	収入	5,612,383円	
	施設・器具利用料収入	5,612,340円	
	雑収入	43円	預金利息
	支出	4,907,086円	
	施設補修費支出	22,056円	
	光熱費支出	3,354,699円	
	雑費支出	416,781円	切手代、その他雑費等
	消費税・地方税	1,113,550円	
収支差額(1)+(2)		705,297円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員129名（うち区派遣職員3名）で構成されている（令和2年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(イ) 補助金額

交付対象	令和元年度	平成30年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	901,003,023円	887,502,094円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	124,973,506円	121,345,597円
合計	1,025,976,529円	1,008,847,691円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和元年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

施設内訳	令和元年度	平成30年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	631,814,654円	560,154,183円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	100,542,398円	94,452,448円
合計	732,357,052円	654,606,631円

(エ) その他

区は、財団に対して、「KOTOおもてなしコミュニケーション英会話講座運営」（委託金額：1,709,745円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和元年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和元年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和元年度	平成30年度	増 減	摘 要
収入	2,483,861,544	2,420,936,348	62,925,196	
基本財産運用収入	58,405	58,400	5	
特定資産運用収入	83,544	80,204	3,340	
事業収入	177,702,491	183,488,157	△ 5,785,666	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	473,053,858	495,912,174	△ 22,858,316	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	1,773,939,381	1,691,010,322	82,929,059	
補助金収入	1,025,976,529	1,008,847,691	17,128,838	区補助金
受託収入	734,066,852	656,315,631	77,751,221	区指定管理料等
助成金等収入	13,896,000	25,847,000	△ 11,951,000	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,159,000	4,086,000	73,000	
退職給付引当資産取崩収入	52,390,524	43,733,316	8,657,208	
寄附金収入	98,899	106,569	△ 7,670	
雑収入	38,700	3,285	35,415	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,336,742	2,457,921	△ 121,179	
支出	2,481,098,754	2,418,599,606	62,499,148	
事業費支出	1,376,121,229	1,357,794,631	18,326,598	
コミュニティ振興事業費支出	60,668,080	60,763,933	△ 95,853	
グループ育成事業費支出	26,500,041	26,838,043	△ 338,002	
情報収集・提供事業費支出	25,632,297	27,357,257	△ 1,724,960	
文化芸術振興事業費支出	117,935,720	115,078,565	2,857,155	
併設記念館展示事業費支出	3,035,910	3,200,334	△ 164,424	
歴史文化施設事業費支出	30,789,708	29,925,061	864,647	
文化センター等事業費支出	1,709,745	1,709,000	745	
施設管理事業費支出	1,098,916,964	1,081,643,006	17,273,958	
利用者支援事業費支出	10,932,764	11,279,432	△ 346,668	
法人管理運営費支出	1,017,557,239	973,266,850	44,290,389	
人件費支出	928,229,027	920,416,189	7,812,838	
法人管理事務費支出	87,845,469	51,043,003	36,802,466	
法人運営費支出	1,482,743	1,807,658	△ 324,915	
文化振興事業積立預金支出	2,336,742	2,457,921	△ 121,179	
文化振興事業積立預金資産取得支出	3,000	3,000	0	
退職給付引当資産支出	85,080,544	85,077,204	3,340	
収支差額	2,762,790	2,336,742	426,048	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (A)	平成30年度 (平成31年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	238,699,780	286,843,820	△ 48,144,040	△ 16.8
現金	2,078,157	7,752,068	△ 5,673,911	△ 73.2
普通預金	211,434,711	235,628,200	△ 24,193,489	△ 10.3
未収金	11,158,413	29,677,497	△ 18,519,084	△ 62.4
前払金	791,098	718,316	72,782	10.1
棚卸資産	13,237,401	13,067,739	169,662	1.3
固定資産	976,350,718	923,153,069	53,197,649	5.8
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	603,694,211	572,823,449	30,870,762	5.4
文化振興事業積立預金	17,410,868	19,230,126	△ 1,819,258	△ 9.5
退職給付引当資産	586,283,343	553,593,323	32,690,020	5.9
其他固定資産	22,656,507	329,620	22,326,887	6773.5
什器備品	196,456	329,620	△ 133,164	△ 40.4
リース資産	22,460,051	0	22,460,051	皆増
資産合計	1,215,050,498	1,209,996,889	5,053,609	0.4
負債の部				
流動負債	273,605,655	308,581,155	△ 34,975,500	△ 11.3
未払金	187,381,610	213,610,750	△ 26,229,140	△ 12.3
前受金	13,599,050	20,629,050	△ 7,030,000	△ 34.1
預り金	21,718,929	37,199,539	△ 15,480,610	△ 41.6
リース債務	9,784,939	0	9,784,939	皆増
賞与引当金	41,121,127	37,141,816	3,979,311	10.7
固定負債	889,517,577	837,008,438	52,509,139	6.3
長期リース債務	13,276,610	0	13,276,610	皆増
退職給付引当金	876,240,967	837,008,438	39,232,529	4.7
負債合計	1,163,123,232	1,145,589,593	17,533,639	1.5
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 248,072,734	△ 235,592,704	△ 12,480,030	△ 5.3
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(17,410,868)	(19,230,126)	(△1,819,258)	△ 9.5
正味財産合計	51,927,266	64,407,296	△ 12,480,030	△ 19.4
負債及び正味財産合計	1,215,050,498	1,209,996,889	5,053,609	0.4

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員59名（うち区派遣職員2名）で構成されている（令和2年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交付対象	令和元年度	平成30年度
健康センター	47,939,502円	42,615,957円
スポーツ施設	765,239,847円	703,232,291円
法人管理費	98,758,660円	109,919,161円
合計	911,938,009円	855,767,409円

※補助金額には介護予防事業に係る区からの委託料 3,118,090 円を含む。

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和元年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	令和元年度	平成30年度
健康センター	65,505,370円	64,330,835円
スポーツ施設	642,133,282円	588,266,527円
スポーツネット管理業務	29,625,463円	30,020,177円
合 計	737,264,115円	682,617,539円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。令和元年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和元年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

- イ 社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の方法及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和元年度	平成30年度	増 減	摘 要
収入	2,193,837,954	2,227,835,204	△ 33,997,250	
基本財産運用収入	300,505	112,488	188,017	
事業収入	529,938,415	652,101,324	△ 122,162,909	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,649,202,124	1,538,384,948	110,817,176	
補助金収入	911,938,009	855,767,409	56,170,600	区補助金等
受託事業収入	737,264,115	682,617,539	54,646,576	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	0	0	0	
退職給付引当預金取崩収入	12,924,610	37,192,257	△ 24,267,647	
雑収入	1,472,300	44,187	1,428,113	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,193,837,954	2,227,835,204	△ 33,997,250	
事業費支出	2,077,309,799	2,077,499,911	△ 190,112	
人件費	243,737,211	252,534,893	△ 8,797,682	
健康増進事業ほか5事業費	676,047,171	687,988,153	△ 11,940,982	
健康センター管理事業費	68,297,310	66,994,793	1,302,517	
スポーツ施設管理事業費	1,059,602,644	1,039,961,895	19,640,749	
スポーツネット管理事業費	29,625,463	30,020,177	△ 394,714	
管理費支出	88,219,569	119,140,177	△ 30,920,608	
管理費	86,575,816	117,649,239	△ 31,073,423	
運営費	1,643,753	1,490,938	152,815	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,365	1,361	4	
退職給付引当預金支出	28,307,221	31,193,755	△ 2,886,534	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	令和元年度 (令和2年3月31日現在) (A)	平成30年度 (平成31年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	247,894,731	328,838,641	△ 80,943,910	△ 24.6
現金	2,351,200	6,603,551	△ 4,252,351	△ 64.4
普通預金	190,042,914	309,320,495	△ 119,277,581	△ 38.6
立替金	1,304,299	543,575	760,724	139.9
未収金	52,870,364	11,521,426	41,348,938	358.9
商品	1,573,954	891,594	682,360	76.5
貸倒引当金	△ 248,000	△ 42,000	△ 206,000	△ 490.5
固定資産	537,308,340	593,133,357	△ 55,825,017	△ 9.4
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	100,766,709	85,382,733	15,383,976	18.0
退職給付引当資産	87,150,446	71,767,835	15,382,611	21.4
健康スポーツ事業積立資産	13,616,263	13,614,898	1,365	0.0
その他固定資産	136,541,631	207,750,624	△ 71,208,993	△ 34.3
資産合計	785,203,071	921,971,998	△ 136,768,927	△ 14.8
負債の部				
流動負債	327,820,825	431,088,624	△ 103,267,799	△ 24.0
未払金	240,076,913	317,361,779	△ 77,284,866	△ 24.4
預り金	6,491,864	10,627,268	△ 4,135,404	△ 38.9
賞与引当金	14,687,623	14,670,272	17,351	0.1
短期リース債務	66,564,425	88,429,305	△ 21,864,880	△ 24.7
固定負債	310,188,015	387,975,181	△ 77,787,166	△ 20.0
退職給付引当金	238,423,738	266,558,471	△ 28,134,733	△ 10.6
長期リース債務	71,764,277	121,416,710	△ 49,652,433	△ 40.9
負債合計	638,008,840	819,063,805	△ 181,054,965	△ 22.1
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 152,805,769	△ 197,091,807	44,286,038	22.5
(うち特定資産への充当額)	(13,616,263)	(13,614,898)	(1,365)	0.0
正味財産合計	147,194,231	102,908,193	44,286,038	43.0
負債及び正味財産合計	785,203,071	921,971,998	△ 136,768,927	△ 14.8

4 江東シーサイドマラソン大会実行委員会

(1) 団体の概要

江東シーサイドマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第30回大会（平成22年度）より設立された。区内各種団体の代表者及び区職員等で構成され、江東シーサイドマラソン大会（以下「大会」という。）を開催するために必要な事業を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東シーサイドマラソン大会補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東シーサイドマラソン大会補助金交付基準（平成23年4月1日23江地ス第364号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	12,350,000円	概算払等
確定金額	12,350,000円	大会参加費や賛助金等 31,878,007円を除く
精算金額	0円	

ウ 補助事業の概要

大会は、「潮風に乗って走ろう」をスローガンに掲げ、江東区南部臨海地域を中心に10km部門及びハーフ部門を設け、公益財団法人日本陸上競技連盟の公認の下、実施している。

第39回大会は、令和元年11月24日（日）に開催された。10km部門1,814名、ハーフ部門2,928名の市民ランナーが申込みをし、江東区夢の島競技場をスタート・フィニッシュ地点として3,823名が出走し、3,493名が完走した。

(3) 財政の状況

実行委員会は、区からの補助金収入のほか、大会参加費収入、賛助金収入、前年度の積立金等をもって運営されている。令和元年度における資金収支決算は、次のとおりである。

収 入	支 出	収支差額
44,228,007円	44,228,007円	0円

※収入金額には、前年度の積立金4,869,878円を含む。

※支出金額には、翌年度以降の大会運営の充実等を図るための積立金5,162,147円(利息、東京マラソンエントリー料含む)を含む。

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員89名（うち区派遣職員4名）で構成されている（令和2年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業及び地域福祉コーディネーター事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交付対象	令和元年度	平成30年度
社会福祉協議会事業費助成事業	135,633,335円	133,568,134円
管理運営事業及び施設運営事業	114,257,979円	108,156,795円
応急小口福祉資金貸付事業	1,468,710円	1,548,826円
ホームヘルプサービス事業	4,315,962円	4,747,950円
福祉機器リサイクル事業	329,934円	494,960円
法人後見等事業	9,765,597円	9,817,337円

地域福祉コーディネーター事業	5,495,153円	8,802,266円
ボランティアセンター運営費助成事業	47,254,397円	44,311,949円
ボランティア活動推進事業	47,254,397円	44,311,949円
合 計	182,887,732円	177,880,083円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和元年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	478,284,105円	456,665,292円
支 出 (2)	477,948,153円	456,640,390円
前期末支払資金残高(3)	34,390,189円	34,365,287円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,726,141円	34,390,189円

イ 歳末たすけあい運動事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	2,812,775円	2,708,244円
支 出 (2)	2,812,775円	2,708,244円
前期末支払資金残高(3)	0円	0円
収支差額(1)-(2)+(3)	0円	0円

ウ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	4,609,455円	5,249,002円
支 出 (2)	3,367,630円	4,489,826円
前期末支払資金残高(3)	31,517,563円	30,758,387円
収支差額(1)-(2)+(3)	32,759,388円	31,517,563円

エ 障害者福祉センター事業

	令和元年度	平成30年度
収 入 (1)	379,335,051円	375,622,345円
支 出 (2)	379,303,176円	375,540,751円
前期末支払資金残高(3)	1,147,269円	1,065,675円
収支差額(1)-(2)+(3)	1,179,144円	1,147,269円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 公益社団法人江東区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 概要

公益社団法人江東区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和54年に任意団体「江東区高齢者事業団」として設立された団体である。その後、昭和55年の法人認可を経て、平成23年4月、公益社団法人に移行した。

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項の指定を受け、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等を行っている。

センターの仕組みは、次のとおりである。

センターは、企業、家庭、公共団体等の発注者と請負契約又は委任契約を締結する。その契約を受けて、センターは会員に仕事を提供し、会員は引き受けた仕事を完成又は遂行し、実績に応じて報酬を「配分金」として受け取る。なお、会員は、年度会費として2,000円をセンターに支払わなければならない。

イ 組織

センターは、役員17名（会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名）及び職員18名（うち区派遣職員3名）で構成され、会員総数は、2,575名であった（令和2年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営費（人件費等）につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）及び公益社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助金事務処理要領

(平成24年4月1日24江福高第1号)

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	63,599,000円	概算払等
確定金額	63,599,000円	
精算金額	0円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区及び国庫からの補助金収入のほか、事業収入及び会費収入をもって運営されている。令和元年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	63,599,000円	
区補助金	63,599,000円	
支出	63,599,000円	
事業費	51,099,000円	職員基本給、法定福利費、職員特別手当、職員諸手当、賃借料等
管理費	12,500,000円	職員基本給、法定福利費、職員特別手当、職員諸手当、退職給付費用等
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 パークコミュニティ堅川

(1) 団体の概要

パークコミュニティ堅川は、代表企業を株式会社日比谷アメニスとし、日建総業株式会社と2社で構成された共同事業体である。

(2) 区との関係

区は、パークコミュニティ堅川を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 監査対象施設

堅川河川敷公園

イ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	令和元年度	平成30年度
堅川河川敷公園	48,272,940円	49,480,000円

エ 指定管理業務

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第25条に掲げる業務

- ① 堅川河川敷公園の施設の提供に関すること
- ② 堅川河川敷公園の施設及び設備の維持管理に関すること
- ③ ①②のほか江東区が必要と認める業務

(3) 監査対象施設に係る財政状況

堅川河川敷公園は、指定管理料のほか、利用料金収入等により運営されている。令和元年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
収入(1)	90,022,840円	
指定管理料	48,272,940円	
利用料金収入	41,749,900円	カヌー・カヤック事業、フットサル事業、駐車場事業等
支出(2)	90,378,907円	
人件費	25,213,978円	

事業費	9,243,969円	
カヌー・カヤック事業	9,185,600円	
フットサル事業	52,369円	
駐車場事業	6,000円	
管理費	45,152,119円	
事務費	658,759円	
光熱水費	8,084,702円	
施設整備費維持管理費	34,064,085円	
修繕費	1,267,237円	
消耗品費	246,862円	
通信費	173,295円	
広告宣伝費	202,000円	
保険料	301,250円	
その他	153,929円	
その他	3,420,865円	本社経費等
消費税	7,347,976円	
収支差額 (1)-(2)	△356,067円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。

また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められるが、指定管理の内容については、仕様書において清掃業務の範囲が明確に示されていないなどの事例が見受けられたため、次期の協定締結にあたっては指定管理業務の範囲についての規定を見直し、責任範囲の明確化を図られたい。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。